

マイナンバー 資産も把握

預金に適用 公平な税徴収めざす

政府は10日、社会保障と税の共通番号（マイナンバー）の利用範囲を広げるマイナンバー法改正案を国会に提出した。資産を把握するため預金口座への適用を2018年から任意で始め、医療情報への活用も一部で認める。利用範囲を急に広げることには慎重論もある。口座への適用の義務化や医療情報での全面利用も今後の課題となる。マイナンバーは15年10

マイナンバー法の改正後も課題は残る

現行法

- 12桁のマイナンバーを日本在住者全員に配布
- 税と社会保障に関する個人情報を国・自治体が番号で管理
- 企業は国などに提出する税務書類に番号を記載

法改正で可能になること

- 2018年から任意で預金口座に番号を登録
- 健保組合がメタボ健診情報を管理
- 市区町村が予防接種の情報を番号で管理

検討課題

- 預金口座への番号登録の義務化(21年以降)
- レセプトなど医療情報を管理し、医療費の使用を適正化(18年度以降)

月から日本に住む全ての人が通知が始まる12桁の番号だ。16年から国や自治体が税、社会保障、災害対策の3分野に限って個人情報の管理に活用する。番号で情報を名寄せできるようにして、行

政事務の効率化、税金と保険料の徴収、給付の適正化につなげる。税や保険料の徴収には、資産の把握が必要だとして改正案には新たに預金口座への適用を盛り込んだ。18年から預金者に対して、口座を持つ銀行にマイナンバーを報告するよう求める。

正受給といった疑いのある人の口座情報を銀行から得やすくなる。麻生太郎財務相も10日、「(税)の徴収にも利用できて公平適正な納税につながる」と述べた。

ただ、銀行へのマイナンバーの報告は当面、強制力はない。国にとってすべての口座にマイナンバーがある方が資産を把握しやすいが、「預貯金全体の告知義務を課すことについては議論がある」(麻生財務相)。

預金口座の情報をマイナンバーで確実に把握されることに抵抗を持つ人は多い。銀行の事務負担が膨大になり、対応しきれない懸念もある。

政府は進捗状況を見極めて、21年をめどに義務化するかどうか判断する方針だ。

匿名の形で得た医療情報のビッグデータを分析できれば、効果的な治療法の開発にもつながる。マイナンバーと医療番号を事実上、結びつけて「患者の病歴という極めてプライバシー性の高い情報を第三者が管理してはいけない」(日本医師会)との反発もある。

カルテへの利用も検討

個人情報保護が課題に

今回の法改正では①自治体が扱う予防接種の記録②健康保険組合が扱うメタボ健診の情報③と④のうち③の医療情報に限ってマイナンバーの利用を認めた。月齢に応じて異なる。同様に、会社員が受ける乳幼児の予防接種

記録を引越す際には市区町村が引き継ぎやすくする。同様に、会社員が受ける乳幼児の予防接種

記録を引越す際には市区町村が引き継ぎやすくする。同様に、会社員が受ける乳幼児の予防接種

記録を引越す際には市区町村が引き継ぎやすくする。同様に、会社員が受ける乳幼児の予防接種

記録を引越す際には市区町村が引き継ぎやすくする。同様に、会社員が受ける乳幼児の予防接種

記録を引越す際には市区町村が引き継ぎやすくする。同様に、会社員が受ける乳幼児の予防接種

記録を引越す際には市区町村が引き継ぎやすくする。同様に、会社員が受ける乳幼児の予防接種